

# 自治会館使用規則

多田グリーンハイツ自治会

## 第1条（総則）

この規則は、多田グリーンハイツ自治会館（第1・第2・第3自治会館、以下会館という）の有効な利用を図り、グリーンハイツ住民相互の親睦を深め、適正な管理運営を行うための必要事項について定める。

## 第2条（許可基準）

会館の使用基準は次の通りとする。

1. 使用者は原則として自治会員とする。
2. 使用目的が、政治的、宗教的活動でないこと。  
この場合の政治的活動とは、政党または個人の選挙運動、その他政治的勢力の拡張及び宣伝のため行われるすべての活動をいう。宗教活動とは布教活動をいう。
3. 使用目的が健全であること。
4. 使用者が暴力団あるいは威力的団体とみとめられるものでないこと。
5. 第3条の規定を完全に履行できること。
6. 自治会に登録し、認定されたサークルであること。
7. 利用優先順位は
  - (1) 行政の公的事項
  - (2) 自治会活動
  - (3) 使用料免除認定団体(P.4 参照)
  - (4) 悠遊シニア夢くらぶ・グリーンクラブ及び認定サークル
  - (5) 自治会員が過半数の団体、又は個人何れも使用希望日の15日前までに決定する。その後の申し込みの優先順位は失効し、先着順とする。

## 第3条（使用遵守事項）

1. 認可された使用日・時間及び指定の部屋以外は使用しないこと。
2. 使用人数・使用目的など申し込み内容と実使用内容が相違しないこと。
3. 電気・ガスその他火気の使用については充分注意をし、所定の場所以外では使用しないこと。また、使用後は完全な消火・閉栓を確認すること。  
持込み器具の使用は一切禁止する。
4. 所定の休日及び所定時間以外の事務職員不在の時は、使用責任者が盗難及び火災の予防について、一切の責任を負わねばならない。
5. 会館及び会館備品の使用後は全て原状に戻し、清掃すること。  
また、カン・ビン・プラスチックその他のごみはすべて持ち帰ること。
6. 建物内外を汚損しないこと。  
万一事故などが発生した場合は、使用者の責任において原状に復帰すること。
7. 暴力行為や風紀上好ましくない言動を慎み、喧騒にわたらないこと。
8. その日の最終利用者は使用後のチェックリストを必ず事務局に提出すること。
9. 飲酒は原則として禁止とする。

## 第4条（使用団体の認定）

自治会登録サークルの認定

- (1) サークル登録届出用紙兼調査書を提出し、三役会の承認を得ること
- (2) 責任者が会員であること
- (3) 構成員の過半数が自治会員であること

- ◆ 自治会員の利用は構成員の過半数が自治会員であり、4名以上であることを条件に同様とする。
- ◆ 営利団体の認定について  
サークル登録届出用紙兼調査書を提出し、三役会にて実態を調査の上、総合的に判断することとする。

## 第5条（使用許可と取消し）

会館の使用は第2条の許可基準により認可する。許可後、自治会活動及び緊急使用目的が生じた場合は、使用責任者に連絡した後、取消または変更することができる。本使用規則に定める事項の一つでも違反が認められた場合は、その使用者の今後の使用を禁止することがある。

気象警報発令時の利用は即時停止とし、該当団体もしくは個人には連絡しないで閉館する。同解除された場合は再開する。使用不能時間帯の納付済み料金は返還する。

## 第6条（使用手続き）

会館を使用する場合は、備え付けの「使用申込書」に必要事項を記入し、会館事務所に提出して許可書の交付を受けなければならない。

申込み手続きは次の通りとする。

1. 定期使用は特定期間を3カ月毎すなわち、1～3月・4～6月・7～9月・10～12月とし、それぞれの期首の1カ月前の1日（当日が休日の場合は翌日）から申し込みを受け付ける。但し、申し込み多数の場合は後日抽選により決定する。
2. 一般使用は1カ月前より申し込みを受け付ける。
3. 自治会活動及び公的集会のための使用も事前に届け出ること。

## 第7条（使用料金等）

会館使用料は別表のとおりとする。使用許可を受けた場合、申し込み責任者は所定の使用料金を申込時に前納しなければならない。入金されない場合は確約扱いにならない。

1. 自治会活動の使用は無料とする。
2. 使用料免除団体・・・別表の免除申請団体を毎年三役会において検討する。  
毎年2月末日までに申請を受け付ける。
3. 通常料金・・・自治会認定サークル及び自治会員の利用。  
但し、悠々シニア夢くらぶ及び類似団体（緑台6丁目自治会グリーンクラブ）は半額とする。
4. 営利料金・・・営利目的の使用料は通常料金の1.5倍の金額、但し判断がつかない場合は、三役にて個別で審議する。又、登録サークルにおいては、月謝3,001円以上の場合1.5倍の金額とする。

一般及び定期の申し込みで使用料金を前納した後、事前連絡のない使用取消し及び当日の取消し申し入れの場合は、既納料金は返金しない。

また、同一団体の集中的な使用申請については事務局長が制限できるものとする。

## 第8条（使用料の減免）

前条以外の団体または個人で、三役会においてやむをえぬ事由があると認めた時は、使用料を減額または免除することができる。但し、申し込み時に事由を添付した減額または免除の申請書を提出するものとする。

## 第9条（使用時間）

会館の使用時間は次の通りとする。

午前10時から午後9時まで

但し、準備および終了後の後片付けに要する時間は、使用時間に含めるものとする。

## 第10条（休日・休館）

1. 会館の休日は土・日および祝日とするが、使用申込みを受け許可した場合は使用することができる。但し、連続4日以上休日が続く場合は、その前日の16時以降も含め使用不可とする。
2. 休館は8月13日から8月15日までと、12月28日から翌1月5日まで。  
尚、休館期間中は一切使用できない。

## 第11条（駐車場の使用について）

会館に所用のある者、または会館の使用許可を得た者以外の駐車場の使用を禁止する。

## 第12条（規則の解釈）

この規則に疑義が生じた場合は、事務局の見解をもって当てる。

## 第13条（規則の改廃）

この規則の改廃は、三役会で検討し理事会で審議の上決定する。

附則 この規則は平成14年4月1日より施行する。

平成17年 4月 1日 一部改正

平成18年12月15日 一部改正（グリーン・プラザ完成時）

平成21年 7月 1日 一部改正

平成24年 9月 2日 一部改正

令和 元年12月 1日 一部改正（第2自治会館 洋室3貸室使用料の設定）

令和 6年 5月 1日 一部改正

<別表>

貸室使用料

(通常料金表 単位：円)

第1自治会館	貸室料	第2自治会館	貸室料	第3自治会館	貸室料
洋室1 30 m <sup>2</sup>	800/時	和室1 10畳	260/時	和室1 8畳	240/時
洋室2 36 m <sup>2</sup>	800/時	和室2 10畳	260/時	和室2 8畳	240/時
調理室	800/時	洋室3 24 m <sup>2</sup>	300/時	洋室3 20 m <sup>2</sup>	500/時
		洋室4 64 m <sup>2</sup>	800/時	洋室4 20 m <sup>2</sup>	500/時
		洋室5 64 m <sup>2</sup>	800/時		
		洋室6 58 m <sup>2</sup>	800/時		
		新洋室A 36 m <sup>2</sup>	800/時		
		新洋室B 47 m <sup>2</sup>	900/時		
		新洋室C 65 m <sup>2</sup>	1000/時		

☆30分以内の場合は上記料金の半額とする。

☆冷暖房料金は貸室料金に含む。

☆調理室の使用料には、調理のための水道・ガス・電気料を含む。

☆貸室料免除団体が調理室を使用する場合は、水道・ガス・電気代として1時間当たり200円を負担する。

●使用料免除団体

民生児童委員協議会、GH地区福祉委員会、子育てひろば、  
コミュニティ推進協議会、川西北郵便局、川西市青少年補導委員会、  
緑台6丁目自治会、緑台小学校PTA、陽明小学校PTA、緑台子ども会、  
陽明こども会、川西市献血推進協議会、川西市保健センター、川西市緑化協会